

○藤井障害福祉課長

失礼いたしました。支援費制度の際に全体のこれは給付費ですね。給付費全体の中でこの7%が自己負担が賄われております。したがって、その7%に相当する数字といたしまして、その緊急措置後の自立支援法で申しますと、先ほど申しました約3%ということになりますし、ただ、この3%につきましては、注意書きもございましたが、食費を加えてございません。この食費等を含めると約10%というような、そういう数字になっております。

○潮谷部会長

安藤委員。

○安藤委員

障害者の範囲と利用者負担の両面でちょっとお伺いしたいんですけれども、この障害者の範囲の1ページの下の方ですけれども、ここには障害者権利条約の条項が引用されていますね。利用者負担は権利条約の引用が全くないわけなんです。この利用者負担についても権利条約の引用というものが非常に大事ではないかと思うのですが、一番大きな問題が利用者の負担の問題です。見てみますと権利条約の合理的な配慮とか第5条の平等に差別されないこととか第10条の生命に対する権利とか、第14条の身体的自由及び安全等を含むような権利条約の条項等と利用者負担の整合性を議論することが非常に大事だと思うんです。

私が3年前の障害者部会で利用者負担の問題が出たときに、障害者全体や施設または家族の全体的な理解や合意が必要ではないかと何度も意見を出したんですけれども、それがなされないままに見切り発車的にスタートしたいきさつがあるんです。したがって、この利用者負担については改めて障害者当事者の理解とか全体の合意を求めるかということを含めて検討する必要があるのではないかと思うんですが、その辺で障害者の範囲には権利条約は引用され、利用者負担には全く触れられていないということの一貫性がないような感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

○潮谷部会長

ありがとうございます。後段のほうにも関わってきますけれども、しかし、利用者負担という全体像をとらえていくときに権利条約をどのように考えていくのかという点が非常に関連性が深いところでありますということでございまして、権利条約のこの扱いそのものも含めて事務局のほうで何か思いがございましたら、少し触れていただきたいと思います。

○蒲原企画課長

全体的に言いますと、これ今回の審議会ですれぞれいろんな項目がございます。いろんな項目ごとにいろんな観点から検討することになると思いますけれども、検討する際には今、安藤委員お話がありましたとおり、障害者権利条約という新しい動きの中で、この条項との関係というのを踏まえてそれぞれの項目を検討していくというべきであるというふうに考えてございます。その意味で言うと、今回のところもいろんな検討の今回の項目についても、そういったことを頭に置きながら検討していくということになると思います。

なお、今、政府部内でどういうふうな状況になっているかと言いますと、もちろんこの権利条約と各法の関係について言うと、それぞれ担当省庁が整理をして、その上で外務省、そしてまた法律的・条約的な関係を専門的な観点から審査すると、こういう手順になると思いますけれども、それぞれの各法律が合っているかどうかということは今、最終的にいろんなチェック作業を担当の役所と外務省と関係のところでも今やっていると、こういう全体的な動きになってございます。

安藤委員のおっしゃった利用者負担のところは、確かにその意味で言うと資料としてあったほうがいいのかなというふうには思いましたけれども、もともと障害者の範囲のところはどこに今回障害者の権利条約のところでも範囲の問題というのが割と大きく出てきたということがありまして、ちょっとこちらのほうについては重点的に入っていたという経緯があって、こちらのほうには入っておらないということですが、おっしゃったように、権利条約の項目の中でいろんな権利がそれぞれ書かれているわけで、あとまた合理的範囲についても書かれているわけですので、そうした権利条約の状況をちゃんと頭に入れてこれからきちっと議論していきたいし、そういうふうな観点からも先生方からご意見をいただければというふうに思っております。

#### ○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。  
どうぞ。

#### ○安藤委員

現実的な問題ですけれども、今政治が非常に混迷していますね。消費税を3年後に上げるとか、または障害者福祉とか医療とか介護とか年金など全部に対応するには消費税を20%ぐらいにしないと対応できないとかいろいろ言われていますね。この予算はどうなるかわからないわけですので、そのような状態の中で障害者自立支援法の見直しをどのように論議してどのように合意に持っていけばいいのか私分らないのです。それで障害者福祉や支援のあり方とかの事務局の見通しなどをお伺いしたいと思うんです。非常にむなしさを感じがするんですけれども、今の現状の中で論議していくことがむなしさを感じがするんですけれども、どうでしょうか。

○潮谷部会長

安藤委員から何か大変むなしい現状の中に我々は立っているのではないかと、そういうことで指摘がございましたけれども、私の全く個人的な見解ですが、与党プロジェクトにより付帯事項ということで出されていることでもあります。私は真剣にここで論議をして、そして事務局とそれから委員の皆様たちと力を合わせて、与党プロジェクトが出したものに対しての答えをきちっと出していく、その意欲もとても大事だと私個人は思っております。事務局、いかがでございましょうか。

○蒲原企画課長

全くそういうふうに思っております。我々この場で委員の皆様方の意見を聞いて、一緒になってこの方向性を出して行って、並行してそれが実現するように、これは我々としてはいろんな財務省を初め、関係省庁もございまして、今話が出ましたように、最終的には法律改正になれば国会の先生方もあると思います。いろんな関係者の皆さんの力を結集して実現できるようにやっていきたいと思っております。ぜひこの場で本当にいい方向を取りまとめられればというふうに思っております。

○潮谷部会長

ほかに質問。君塚委員、川崎委員、続けてお願いいたします。

○君塚委員

質問ではありません。今の安藤委員の話の続きという形で、我が国も批准していますことも権利条約、たしか23条だと思うんですけども、障害児は可能な限り無償で国によって保護されなければならないと明記されていますことをこの中にも加えられたと考えています。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員

資料2-①の5ページのところの年金の受給者の実績についてのお尋ねなんですけれども、実は精神障害者は大変に無年金者が多いと言われておりまして、この数字は障害別に公表されておりませんので、実は実数が分からないんですが、こちらのいろいろ推測データでいきますと、受給されている人は2割なんです。8割の精神障害者が無年金者であるというのが今の実態です。そこで、どうして精神の人がなかなか年金をもらえないかというようなことは再三申し上げているところですけども、障害特性で障害が発生するのが

20歳前後ということで、当事者も家族も発症時のたいへんな混乱の中で、その給付の手続が行われずに、実際年金受給するときに納付期限を満たしていないというのが一つの問題です。それから、今までは精神障害者の就労といえば福祉的就労だったんですけども、今回の事業移行で就労支援継続などになりまして、精神の人も頑張って就労移行のほうに行くんですが、つかれやすい特性のために継続が困難で、挫折してしまって、そしてまたしばらくして就労にトライする、その場合にやはり先ほどからおっしゃいました生活をしっかりと支える保障というのはこの所得保障ではないかと思えます。そこでこの精神の人の無年金、それを何とかしたいという思いがありまして、ここにあります実績の中で、細かく私どもは実態を把握したく、実数を提示していただきたいと思えます。

まず、障害基礎年金の受給者の精神障害者の実数と、またその中に無拠出制の年金受給者がいると思えますので、その数と、ちょっと細くなるかもしれませんが、それとやはり今、2階建てと言われております障害厚生年金、これの精神障害者の受給の実数を私どもとしては把握したいなと思っております。

それともう一つ、その下にあります特別障害者手当なんですが、実はこれは著しく重度の障害者という対象になっておりまして、なかなか精神障害者の障害状態をあらわせないということで、実はこれ精神では受給している人はいないと思えます。その辺のところも精神の人に手当が受給できるような方向性を何とかお願いしたいと思っております。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。今、事務局すぐ出ますか。障害年金の受給の内訳。

○蒲原企画課長

ちょっと今相談しますが、恐らくこれいろいろ障害の区別のところまで年金の支給のところととっているかどうかという関係がありますので、少しお待ちください。

○潮谷部会長

それでは、検討していただいて、今会議で出せるか、あるいは出せないかも含めてあとでご返事をいただきます。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

ありがとうございます。今、川崎委員のほうからお話があったとおりでございます。まさしくこの障害者の自立の生活を支えていくと、こういう観点で当然我々も議論しているわけですが、そういった意味ではこの所得の確保というのがまさしく大前提であると、このように思っております。この所得保障のペーパーを見ましても、今この年金の

未受給者のことが全く触れられておりません。この所得保障については、この年金の未受給者への対応も含めて具体的な施策を高ずる必要があるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

長尾委員、お願いいたします。

○長尾委員

先ほど川崎委員が言われた無年金の問題については、やはり私も同じように思っておりますし、ふだんの我々の診療の場においても結構障害年金をもらえんかということで診断書という話が結構あるんですけども、やはり書いてもこれは条件に合わなければもらえないんだということで返すことが結構多いんですね。ですから、これはやはり何らかの形で考えていただきたいと思います。

それから、利用者負担のことについて、これは合算制度がいろいろ難しいということでここには書かれて、これでは合算できないということになっているようですけれども、やはり例えば介護保険と医療保険との合算はされているからというようなこともありましたしするので、この障害福祉の部分と自立支援医療の部分だけを合算するということは、これはやはり不可能なのかどうかということと、それから例えば今、所得世帯の分についてもこの自立支援法の負担限度額は緊急措置のほうから所得区分の個人を基本とするということになったわけですが、自立支援医療はこの課税世帯の部分、各医療保険上の世帯ということになっているわけで、これは自立支援医療の申請するときに同じように障害者本人及び配偶者を入れた世帯として出すことは不可能なのかどうか。そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○潮谷部会長

事務局のほう、1つは伊藤委員がおっしゃいました未年金受給者の問題を含めて論議をするべきということでございましたが、これはぜひ皆様方からもご意見をちょうだいして論議を進めていきたいというふうに思います。事務局のほうからただ今の長尾委員のほうから出されました合算の方法、それからもう一つ診断書を書いても受給対象にならないというそのいきさつは……

○長尾委員

年金の条件が設定されていて、以前の人であれば20歳以上であって無年金をかけていなければかからないんですね。そういう人が結構多いんですね、精神の場合は。

○潮谷部会長

その部分は一応伊藤委員が言われました未年金受給者の問題ということで私どもも少し続けてご意見を伺いたいと思いますが、事務局のほうから前段の合算について何かございますなら。

○藤井障害福祉課長

お答えいたします。これ本当にちょっと本当にややこしいお話で恐縮なんですけれども、自立支援医療と申しますのは、もともとこれはご案内のように、いわゆる保険優先の原則で、例えば被用者保険の本人ですと7割の部分が、また国民健康保険もそうですが、7割の部分が医療保険で出て、残りの3割の自己負担のうちの2割を実支援で見るとというのが基本になっているものですから、その医療保険の中で高額療養費も含めて、あるいは介護との合算も含めて、合算制度がございますので、そこで調整をされた、自立支援法だけじゃなくて本来の根っこの医療保険の部分等も高額療養費なりが合算制度で調整をされた自己負担というのがそこに出てきております。したがって、私どもの障害福祉サービスと合算をするときに、またその中で自己負担、自立支援医療の部分だけを抜き出して合算するということは、これ意味がないと言いますか、合算された本体の医療保険のほうと、あるいは介護のほうと合算された額と合算しないと意味がないと、そういうことになるんじゃないかということでございます。世帯の範囲につきましては、これはもういずれ各制度でもって世帯の範囲がいろいろ違ってございます。資料にもございましたけれども、例えば健康保険と国民健康保険、同じ医療保険の中でもそれぞれ違っておりますし、それから、私も障害福祉サービスのほうは、これご案内のように、先般の緊急措置の際の利用者負担の所得区分を考える際の世帯の単位といたしまして、ご本人とその同居の配偶者だけというような小さな単位をつくったものですから、仮にその医療保険のほうに世帯の範囲を合わせるとすると、今度そちらのほうをこの合算制度については、そちらに崩して同じ医療保険の範囲でもってまた負担の計算の仕方を変えなきゃいけないと、そういうことになると、そういうことをここで書かせていただいているわけでございます。

○長尾委員

分かりました。その合算のややこしさがちょっと分かりましたと言ったらいいか、今後検討してやっていただきたいと思うんですけれども、世帯の範囲については、これはその一つ一つの抜き出しだから、自立支援医療の部分でそれを出すときには、この世帯の範囲をこれにしますということで出せば問題ないんじゃないですか。

合算はできないというとならぬのか、合算は今のところは今後の検討でいいと思いますけれども、合算しないで自立支援医療の部分だけの所得の範囲というものをするときには、同じような各障害者本人もしくは配偶者とそれだけに限定するという方法はとれるのでは

ないですか。

○藤井障害福祉課長

ですから、あくまで各制度を世帯ごとに合算をした額というのがあって、それぞれにそもそも世帯合算というのがございますから、それぞれで世帯ごとに合算した額があるわけでございます、その合算している世帯の単位というのが違っておりますから。

○長尾委員

医療保険の部分は別ですやん。これは自立支援の国が出すお金の範囲でしょう。だから、それは別でいいんじゃないですか。

○福島精神・障害保健課長

自立支援医療につきましては、健康保険の自己負担分の軽減という制度でもともと構成されておるといことがございまして、医療保険では自己負担をどの範囲で考えるかという、結局保険者ごとといいますか、まず医療保険の世帯の範囲があって、そこで自己負担が決定されていくといことがございますので、ですから、その世帯の範囲を自立支援医療だけ、健康保険制度と無関係に設定するといことは今の仕組み上は非常に困難であるといことでございます。

○長尾委員

それは精神で言えば、これ入院はかからないんです。それは世帯の範囲で言うのは高額の部分についてそれは言われるわけでしょう。精神なんかは通院だけですやん。入院のそんな高額にはまずかからないといことになりますよね。そしたら、何もこの精神について世帯の範囲といのをここまでに限定するといことやったらできるんじゃないんですか。医療保険の入院で高額をどこまでにするかといのは、これは世帯の全体の医療保険の世界ですけれども、自立支援医療の世界でやったら、通院だけやったらそんなになることはまずないですよ。

○潮谷部会長

今のやり取りを聞いていますと、事務局側の説明では実施主体がそれぞれ違っているといことと、その実施主体が障害者の範囲のとり方、対象のとり方で、世帯でとっているところ、個人でとっているところ、そういった状況があって単純に合算といところに行くのには非常に他の領域との関連があって、今の時点では難しいと、こういうような理解でよろしゅうございますか。

それで、長尾委員が今おっしゃっていらっしゃる中身につきましては、今後とも他の領域との関連の中で何か方法があるのかどうか、内側のほうで少し他の領域ともやり取りを

していただいていると思います。

それから、皆様方のただ今までの状況を聞いていますと、質問というよりもむしろ疑問あるいは論議に入っているというふうにとらえることができますので、皆様たちからこのまま論議をちょうだいしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小澤委員、お願いいたします。

#### ○小澤委員

私は先ほど安藤委員が申し上げた大前提がすごい重要だと思っております、それでちょっと要するに実現の可能性ということをごのぐらい認識するのかという問題でして、資料2-①の10ページにちょっとこの読み取りなんですけれども、参考という枠を読みますと、結論を言うとやっぱり私の個人的な思いは基礎年金の水準を根本的には上げるべきだろうという思いは持っているんですが、これを見ると、つまり老齢基礎年金2級が老齢基礎年金とほぼ同額だということを留意というのは、これどう留意するかという話なんですけれども、つまり2級の議論を、つまり障害基礎年金の議論をするに当たっては、老齢基礎年金も議論の視野に入れなきゃいけないという意味なのか、あるいはもう関係なく議論をすべきなのか。

それから、2点目のところなんです、これはいろいろ4,000億とか4.5兆と出てきて、仮に1.25ですね、25%引き上げと。今のこの8万と6万の水準を考えると、果たしてその金額はいかがかということであれば、当然引き上げが必要だといろいろと考えるんですね。そのときにこの4,000億と4.5兆という数字の意味なんですけれども、これができるという意味合いで出しているのか、困難であるという意味合いで出しているのか。もう一つはこの下に要するに国庫負担、要求額が五千七、八百億というのは、この数字から見ると極めて困難と考えるのか、あるいはこの数字から勘案して不可能ではないと考えるのか。基本的なところがやっぱり定まらないと、これをぱっと見たときにどのぐらいできることがあるのかと。それから、やっぱり極めつきに困難なのかと。あるいはもう現時点ではほとんど不可能に近い議論をするのかと、この辺りがちょっと見通しが何らかの形であったほうが良いというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

#### ○蒲原企画課長

この問題は冒頭申し上げましたけれども、やっぱりここの委員会の場でいろんな意見をもらった上で、いろんな関係方面と調整しなきゃいけないし、とりわけ年金の問題になると、費用負担で国庫負担の関係と出てくるということでもあります。先ほどの話でありました一つは、障害基礎年金の額が2級の場合は満額の老齢基礎年金と同額となってくること

に留意という言葉ですけれども、ここは年金、今日は関係部局がいますけれども、年金制度の中でそこは額が同額に設定されてきておると。やっぱりそれぞれの趣旨からそこが同額だという整理がされてきている関係上、やっぱりその年金の側の理屈というか考え方も頭に置いて、ここで考えていかないといけなという意味でこういうふうに書かせてもらいました。年金側からはやっぱりそこはセットで考えたいというのが基本的な考え方だというふうに我々は認識しております。

一方で額のところであります。4,000億だとか4.5兆、ここはこれまでいろんなところで関係局も年金局当局もいろんなところで聞かれていて、こういう数字を出しているということでございます。やはり資料としてここで議論するに当たっても、やっぱりどのくらい額なのかということが整理して資料として出していないと、逆にまた議論もしにくいだろうということでお出ししたわけです。おっしゃっているように、障害福祉関係の概算要求額が5,700億で、給付費ベースでは約1兆円になっていることでありまして、それとの関係でいくと、確かに4,000億なり特に全部まとめて上げる場合の4.5兆というのは相当な額になっているということは事実としてあるということでございます。

ただ、あとは冒頭申しましたとおり、この審議会での意見を踏まえた上でいろんなところとどういう形でできるのかということ、この場であれするのはあれにしても、与党のPTのほうでは確かに政治的な考え方で引き上げるということを検討するというのも書いておるので、事実関係の数字をここに出した上で最後いろんなところとこれから議論いただいた上で調整をしていくと、こういう趣旨でございまして、今の段階で何か困難とかどうだということを経済判断としてはちょっと今入れているということではないということでございます。

#### ○潮谷部会長

今日は幸い年金局のほうからもおいででございますので、年金のほうで何かございましたらお願いいたします。

#### ○内山企画官

先ほど蒲原課長から申し上げたとおりでございます。障害基礎年金の2級は老齢基礎年金と同じ水準で今までは設定してきておりますので、そこを議論の際には十分に考える必要があるということでございます。年金は基本的にはこれから公費負担2分の1、それから保険料が2分の1という構成ですので、そうした中で当然公費もあるいは保険料も限られた中でどういうふうに重点化していくか、どこに振り向けていくかという議論かと思っております。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

小澤委員、いかがでございますでしょうか。論議の意欲がさつきはどうもこの返答次第ではみたいな感じがしましたので。

○小澤委員

1点、この年金の額とは一体どういう意味合いなのかということがここで老齢基礎年金というのを意識するというような意味合いで答えられていたので、かなりこれ大変な問題になるだろうなということは想像にかたくないです。

以上です。

○潮谷部会長

はい、どうぞ。

○竹下委員

この留意という意味が今の説明を聞いていてもよく分からないですね。簡単に言えば、同額でなかったらあかんという決めつけというか、そういう根拠があるならやっぱり言ってもらわないと駄目だと思うんです。すなわち老齢加算と障害基礎年金2級というのが同額であることがどういう理由から同額なのか。別の言い方をすれば、現に与党プロジェクトが言っているように、例えば2級を1級並みに、1級を10万円でしたかね、ちょっと数字間違ったらごめんなさいね。と言っていることが老齢基礎年金と切り離して考えることができれば、別に乱暴な言い方をすれば老齢年金のほうで考えていいわけですね。ですから、そこはこの留意という意味を明確にしていかないと議論が前に進まないと思うんです。少なくとも私の意見も含めて言えば、老齢基礎年金と障害基礎年金の2級を同額でなければならぬというイデオロギイ的根拠は全くないと思うんです。とりわけ国において考え方としても、現時点で言っても高齢者に対する生活費の需要ということと、障害がゆえの生活における需要というものは同額だとは考えていないはずであります。したがって、障害基礎年金を無拠出であったとしても、それを老齢基礎年金と切り離して増額したからといって、そこに矛盾は全く起こらないと思っておりますが、それが間違いであれば否定していただければと思っております。

併せて所得保障で考えるからには、無年金あるいは、一応大きく無年金と。無年金の問題はやっぱり解決すべきだと思うんです。その最高裁の判決を見ていると分かると思うんです。あれは僕は最高裁に怒られる覚悟で、あれほど小手先の判決はないですよ。2つの最高裁の精神障害者の判決で、片一方は初診日が20歳前になかったからということでアウト、もう片一方は胃が痛いと言って病院に行っていたから、あれは多分精神障害が原因でおなかが痛かったんだろうと。それでオーケーになっているわけですよ。あれはもう救済のための判決でしかないですよ。そう考えれば、現在の障害基礎年金の抱えているそういう矛盾、本来は無年金の類型が5つか6つあると思うので、そこはちょっと今日はもうは

つきり言って、少なくとも障害者に対する所得保障という観点から言えば、無年金者をなくする制度化、現に無拠出年金制度というものがそういう福祉的な見地から設立されているわけでありますから、無年金障害者をなくする最低生活保障給付としての年金制度をやはり確立することが提言として必要だと思っています。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。年金制度そのものに対してのバランスというのが一体どのような感覚の中で扱われていっているのかということですが。

#### ○内山企画官

10ページにも書いていますように、年金制度は基本的には稼働能力が低下した方に対する給付として給付されています。そういう意味で、老齢基礎年金は高齢になったことによる稼働能力の低下ということであり、障害基礎年金についても、稼働能力の喪失、高齢になったことによる稼働能力の喪失が障害によってある意味若い年代から来たという考え方で基礎年金を給付しております。そうしたことからこれまでの考え方は額を同額にしてございます。

もちろんその障害基礎年金と老齢基礎年金、必ず同額でなければいけないかについては、議論はあるところかと思えますけれども、当然障害基礎年金だけを上げるということになれば高齢者側のほうにも逆に高齢者側はなぜそのままの額なんだという議論もあるかと思えますし、そこは十分な議論が必要かと思っています。

もう一つ、障害無年金につきましては、この最近最高裁でも2つの判決が出てございますけれども、私どもとしてはやはり最高裁で司法の最高判断が示されておりますので、現在のところは司法の判断に従って進めるという形をとっています。

あともう一つ、この資料にはございませんけれども、無年金障害の方につきましては、ご案内かと思えますけれども、平成15年、16年の時代に論議がございまして、平成17年4月から特別障害給付金というものが給付をされています。もちろんその時点でございまして、無年金障害の方についてはいったんの議論の整理というのは、そういう形でされていると認識をしています。もちろんその後の事情の変化というものもあるかもしれませんが、特別障害給付金というのは一つの対応としてできたものだというふうに受け止めています。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。現行までの年金制度、ここで考えられていることは稼働能力ということに基づいてこれまでの年金制度は制度設計をされているということで皆様方、ご了解をいただきまして、今後そのことがどのような形で障害基礎年金あるいは

高齢の方々に対してのリンクしていく部分等々も含めて課題があるということだとらえていただければというふうに思います。

嵐谷委員。

○嵐谷委員

どうもすみません。稼得能力は障害者にはないんですよ、正直。これが低下したというような考え方は実におかしいと思います。それよりはプロジェクトのいわゆる付帯決議の中で障害者の基礎年金の2級を1級に、1級はそれ以上という付帯決議がある中で、老齢年金等を比較すれば先ほどの話の中で、いわゆる理解が得られないという話がございますが、だから障害者であればその部分を年金という言葉を使わずに何か手当とか別立てでそれ上乘せできるような制度というのか、方法があるのではないかと。そうすれば付帯決議に十分こたえられる状況が出てくると私は思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

星野委員。

○星野委員

ちょっとすみません、出だしのところに戻りますが、今日所得保障と利用料の問題がその順番で資料として出されて原点に戻ったという感じがするんですが、自立支援法の始まりのときの大問題は、所得保障の議論が全くなしで利用料から始まったというところが一番の問題だったということをもう一度思い出したいと思います。利用料の話はお金のない障害者が払うんだから、国民もお金を出すことを理解するというような言い方がそこにありました。もう一度そういう話から考えるんですが、当時あるいは今も、多くの委員の皆さんがいろんなところで書かれている文章を見ても利用料問題について、自立支援法の障害福祉サービスの基本にある生きるための支援、生きるベースをつくるための支援、という生きるための土台づくりに利用料が本当に合っているのか合っていないのかという議論はどこに行ってしまったのかというのが一つです。

また、利用料についてはいろんな矛盾があって、資産要件の話もそうですし、知的障害の皆さんたちは500万以上の貯金があるといっても、それは本人が掛けたわけじゃなくて、お父さん、お母さんが自分がいなくなったときのためにその子供の名前でずっと積み立てていたものが500万を超えたら軽減措置にならない。これはたくさんいらっしゃる。そういう話も含めて、資産要件の問題もやっぱり見直さなきゃいけないし、加算にまで利用料がつくとか、もう本当にいろんな意味でおかしなことが利用料にはあります。

そういう意味で、そのスタートのところからもう一度議論というのをきちんとしてほし

いということと、所得保障のことについて絡んで言えば、障害者の75%が働いて収入を得ることを望んでいると書いてありますが、今の委員の話や無抛出年金という竹下委員の話もそうですが、働けない障害者、そして稼げない障害者に年金がついた所得保障の一助として始まったのが障害基礎年金のスタートです。確かに75%、の人は働いて稼ぎたいと希望はしていても現実にそこにたどりついていない。こここのところ福祉就労の工賃向上とか倍増計画とかという話で、何かそっちに流れていますが、働いて収入を得る、そのことは別に否定はしないし、追求すべきだとは思いますが、その強調がこの資料の中にもすごく感じますし、障害が重くて就労が難しい方、その部分も含めた所得保障、いわゆる働いて収入を得るということを中心に所得保障の議論の中で強調するのではなくて、きちんと働けないあるいは働いても十分な稼得収入が得られない障害の重い人たちの所得保障もきちんと踏まえた上で行くべきだろうと考えます。

私ども要望の文章の中にも出してありますが、中国残留邦人の生活支援給付、これが現実に実行されているわけで、年金プラス8万円という良例があります。何故これが生まれたかといえば、日本の国家責任というところがあるにしても、中国から帰ってきててもコミュニケーションがうまくいなくてなかなか働けない、あるいは暮らすことが難しい。その方々に生活支援給付として8万円をつけたという意味合いを更に言えば、社会でなかなか暮らせない、なかなか働けない人たちに対する生活保障の最低ラインをちゃんと国会が決めたというふうに思っていますから、ぜひこういう流れに沿ってつくっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございます。

副島委員。

#### ○副島委員

先ほどまで、すごく大きな器で話がされていきましたので、ちょっと話しにくかったんですけど、我々が所得保障に対する意見書を出していますので、こここのところと、あと少し追加して意見を言わせて下さい。

この意見書の中に争点を書いております。利用者負担金での問題が発生するということは、それに対する所得保障について何の手立てもなかったことで問題になったと我々は理解しております。

それで、1点目については、所得保障の確立の問題です。地域で暮らす知的障害のある方たちの所得保障が甚だ不十分です。特に多くを占める低所得の知的障害のある人たちにとっては、日々の生活に不安を抱いております。障害者自立支援法の附則である国会の附帯決議を踏まえ、与党のプロジェクトチームの報告書にあるとおり、障害者年金の増額、

これはぜひ進めるべきだと思います。

2点目が、地域で生活を考えるときに住む場所の確保が重要な条件です。この住む場所として地域のグループホーム、ケアホームやアパートで暮らしている知的障害の人たちにとって、家賃が大きな負担になっています。この家賃については与党プロジェクトが言うとおり、住宅手当の創設です。ぜひ早期に確立していただきたいと思います。

それから、もう1点、所得保障の一環で考えていることです。在宅の重度の障害者に対する所得保障の一部となっている特別障害者手当の対象者は、を障害者支援施設利用者、すなわち入所施設利用者となっていますが、その程度区分と同じような方々の在宅者に対して均衡を図る意味からも対象となるべく、利用拡大をすることが必要だと思っております。

それから、年金の所得の問題です。実は我々のところに全国から数例起こってきている件です。年金と4万、5万の稼得収入を得ながらやっと地域の生活ができるようになった人の事例です。この状態のところに年金の受給の再判定時期がきた。それで再判定をするときにその状況の報告とか、医師の診断書とか、このときの収入が1日4時間の月当たり4万の収入なんですね、稼得収入が。その状況を社会保険事務所に提出したら社会保険事務所から年金がストップさせられました。

どういうことかという、この状況の中で社会保険事務所が判定したのは、この人は一般就労ができたわけだから、働ける人であるという判断とか、社会性がついたということで年金は受給する必要はないんだという判定をされたというんですね。ちょっとそこら辺のところは我々も調べてみたら、年金とは、稼得収入の年額で、税を引かない前ですけれども、565万5,000円未満までは年金は減額されないというルールがあることが分かりました。

たった月当たり4万円の収入で、年金をなくしてこれからの地域での生活ができるという判定になるのかどうかです。社会保険事務所が年金はいらないと判定した事は、すごく疑問に思ったわけです。もちろん医者診断書ですが、ここにも問題があることが分かりました。特に、本人はこの4万円の給料だけでも大変嬉しくて、医者のいろんな質問に対してちょっとしかできないことでもできると言ってしまった。これがこの判定を覆すことになったとは思うんですけれども、この4万円の収入が年金を止めなければならないという判定になったことに関しては、判断の仕方が余りにも厳し過ぎるか、もしくは常識がないのかと疑ったところです。ぜひそういうところは正しく判定するために、十分なる状況を把握して判定をしていただきたいと思います。

それから、長くなりますけれども、利用者負担のところ。この利用者負担の問題というのは、私どもは所得保障の問題と深い関係があることと思っております。利用者負担だと言っても払えない人がいます。特に我々知的障害のある人の中には多くの方が払えておりません。それは所得保障が確立されていないからなんです。しかし、福祉サービスは税金で賄っているということを考えれば、税金を使うことに関しては国民の理解が大切で